

# お知らせ

# お知らせ

## みどりいっぱいのに

### シリーズ⑥「植え替え」

鉢植えの花などは、長く同じ鉢で栽培していると、根づまりや土質の悪化によって生育が悪くなります。植物の生育に応じて鉢を替え、植え替えをおこないましょう。鉢の底から根がはみ出している場合や、水やりをしても水はけが悪く、なかなか土に吸収されていかなかったときに、植え替えの目安です。

植え替えの時期は、植物の種類によって異なります。多くの花は春におこないますが、自分の育てている植物の植え替え時期がいつなのか、園芸書やお店で調べておきましょう。

花が咲いているときや蕾がついているときに植え替えると、花や蕾が落ちてしまうことがありますので、避けるようにしてください。

身近なみどりづくりのヒントとして、花や樹木の手入れ方法などを紹介していきます。

植え替える鉢は、もとの鉢より一回り大きなものを用意しましょう。ただし、鉢が植物に対して大きすぎると生育が悪くなってしまいます。植え替え前は、水やりを控えた方が作業しやすくなり、植物を傷つけることも少なくなります。

植え替え後は、たっぷりと水を与えて、1か月ほど直射日光を避け、風があまり吹かない場所で育てるようにします。半月は肥料を与える必要ありません。



問 都市計画課 (☎65-6541)

## 秋以降の獣害対策

- 水稲の収穫期前に、防護柵を設置しているにもかかわらず、野生獣の侵入がみられ被害を受けた場合は、防護柵の点検を行う等その原因を探り、補修してください。
- 彼岸花が密生している畦畔・法面では、イノシシによる掘り起こし被害を受けにくいことが知られています。株を元気にするため、9月下旬の開花前～開花始期に花茎の刈り払いを行うとともに、翌年の春に球根分けして、植生区域の拡大を計画するとよいでしょう。
- ニホンザルの被害が多い地域には、簡易な追い払い用具（ロケット花火使用）の配布または作製指導を行いますので、ご一報ください。
- 市では集落ぐるみの対策を推進しています。集落の皆さんに鳥獣害が起こっている原因を知ってもらい、正しい対処方法を学んでいただくための『鳥獣害対策出前講座』を申込んでください。また、野生獣の侵入経路の確認や里へ呼び寄せている要因を探る『集落環境点検』をしましょう。



問 農政課鳥獣害対策室 (☎65-6522)

## 長浜市森づくり計画策定委員を募集します

市では、森林・林業のめざす姿や基本施策を明確にし、市民に親しみやすい、「長浜市森づくり計画」の策定を進めています。そこで、市民の皆さんのご意見を計画に反映させるため、委員を募集します。

【募集対象】 市内在住または在勤の20歳以上で、森林・林業などに関心のある人

【募集人数】 2人以内

【活動内容】 4回程度開催する会議への出席（報酬有）

【応募方法】 応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX、メールにて9月20日（火）必着で下記まで。  
※応募用紙は田園森林整備課、浅井・びわ支所地域振興課、その他支所産業建設課にあります。また市ホームページからダウンロードすることもできます。  
※応募書類は返却しません。

問 田園森林整備課（東別館5階）  
〒526-8501 高田町12番34号 ☎65-6526  
FAX：65-6540 Eメールdenen@city.nagahama.lg.jp

## 滋賀農政事務所 地域第二課の再編について

農林水産省の組織再編の一環として、滋賀農政事務所地域第二課（米原市）および東近江統計・情報センター（東近江市）が、9月1日に東近江地域センター（東近江市）に再編されます。

新たに設置される東近江地域センターでは、戸別所得補償制度等の農業経営の安定や農山漁村の6次産業化、食の安全・安心確保等の業務を行います。

近畿農政局東近江地域センター  
（東近江市八日市緑町11-24 ☎0748-23-3841（代表））  
9月1日からの管轄区域：長浜市、米原市、彦根市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡

問 大津地域センター (☎077-522-4261)

## 運転免許証自主返納者に バス回数券やICOCAカードを 進呈します

市では、マイカーから、電車やバスなどの公共交通機関へ移動手段の転換を進めることを目的に、運転免許証を自主的に返納された人を対象に、バス回数券やICOCAカードの交付支援事業を実施します。

この機会に、ぜひマイカーから公共交通への乗り換えをご検討ください。



### 支援1

バス普通回数券もしくはデマンドタクシー回数乗車券（2,000円分）の交付  
【対象者】 平成23年4月1日以降に、有効期限を残した運転免許証の全部を公安委員会（警察署等）へ返納された市に住民登録されている人  
【申請期間】 9月1日（木）から平成24年3月31日（金）まで

### 支援2

ICOCAカード（2,000円分、デポジット代を含む）の交付  
【対象者】 平成23年8月1日以降に、有効期限を残した運転免許証の全部を公安委員会（警察署等）へ返納された市に住民登録されている満65歳以上の人  
【申請期間】 9月21日（水）～11月30日（水）



【申請方法】（いずれも共通）  
① 運転免許の全部返納を証するもの（次のうちいずれか）  
・ 取消前の運転免許証の写しと運転免許取消通知書（返納時に交付）  
・ 運転経歴証明書（公安委員会）で発行。有料）  
② 印鑑  
①、②をご持参のうえ、都市計画課もしくは虎姫、湖北、高月、木之本、余呉、西浅井の各支所で申請ください。

問 都市計画課交通対策室 (☎65-6562)

## おたっしや券の追加交付

高齢者が公民館講座受講料などの利用助成を受けられる「おたっしや券」を、9月5日（月）から追加交付します。これは高齢者が外出するきっかけをつくり、互いに交流し、助け合う機会を増やすため、また老人クラブへの参加など、生きがいづくりをすすめるための事業です。券が無くなり次第終了いたしますので、早めに申込みください。既に券の交付を受けられた人は対象となりません。

【対象】 市内在住の65歳以上（H23.4.1現在）の人  
【利用可能な施設および事業】 公民館主催講座、文化スポーツ事業団主催事業、鍼灸マッサージ、温泉施設 他

問 長浜市老人クラブ連合会事務局（市民交流センター1内）(☎65-7822)、各支部事務局

## 視覚しよっがいをお持ちの人へ 「同行援護サービス」が始まります

今年の10月1日から、移動支援として利用されているサービスが同行援護に位置づけられます。ホームヘルプと同じ自立支援給付の事業となり、課税世帯の人は、月上限の負担額となります。

【対象となる人】

視覚しよっがいで身体障害者手帳を取得され、移動がとも困難で、障害程度区分の認定を受けられた人

【サービスの内容】

移動支援事業と同様の次のような内容です。

○代筆・代読など視覚的情報の支援

○移動の援護や排泄・食事等の介護など

☆ 同行援護説明会☆主催・長浜市視覚障害者福祉協会  
【とき】 9月9日（金）13時30分  
【ところ】 高月公民館

問 制度に関すること・しよっがい福祉課 (☎65-6518)

説明会に関すること・長浜市視覚障害者福祉協会

会 長 酒井なつ (☎62-1829)

副会長 田尻みどり (☎82-5654)

副会長 松浦郁子 (☎64-2624)

## 木造住宅無料たいしん診断 木造住宅耐震改修補助 の申込期間を延長します（今年度最終）

【延長期間】 11月15日（火）まで

詳しくは広報ながはま5月1日号か、市ホームページをご覧ください。

問 建築住宅課 (☎65-6543)